

都筑高第 1075 号
令和7年9月8日

運営法人 代表者様
指定居宅介護支援事業所管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター 代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

都筑区高齢・障害支援課長

令和7年度認定調査員新規研修（10月）の実施について（通知）

平素より、介護保険制度の実施に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
毎年、実施しております認定調査員新規研修を開催します。つきましては、貴事業所に所属する介護支援専門員の受講について、ご配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 対象者

次の3つの要件をすべて満たす方

- (1) 研修実施日時点での市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- (2) 平成21年1月以降に行われた、平成21年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- (3) 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

2 日 時

令和7年10月8日(水) 10時00分から16時45分まで（9時30分受付開始）

※現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、研修修了後でないと本研修は受講できません。

3 会 場

会場名：都筑区役所6階大会議室

所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号

4 受講内容

別紙「認定調査員新規研修カリキュラム」のとおり

5 受講申込

電子申請届出システムにより申請

令和7年9月8日(月)8時30分から9月28日(日)23時59分受付済分まで

6 研修当日に持参する物

- (1) 介護支援専門員証
- (2) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（職員証、社員証等）
- (3) 筆記用具

※ 研修当日に受講資格の確認をいたします。また、研修当日に配布する「研修受講票」に、事業所名、事業所番号、介護支援専門員登録番号、介護支援専門員証有効期間満了日を記載いただきます。

【裏面あり】

7 その他

- (1) 本研修は、「認定調査員研修実施要綱」(厚生労働省)により規定された研修であるため、全課程を修了しない場合（遅刻又は早退等）は、認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。
 - (2) 研修日の翌日から3日間の間（土日祝除く）に研修主催者が受講確認をします。研修主催者から連絡等がなければ、研修日の翌日から4日後（土日祝除く）から調査に従事できます。
ただし、研修当日に、不足書類がある場合は、必要書類が確認できるまでの間、認定調査に従事いただくことはできません。
- 【例】10月8日が研修日の場合、10月9日～10月14日に受講確認、10月15日から調査可。
- (3) 研修テキスト等は、研修当日に配布します。
 - (4) ご不明な点がございましたら、本市ホームページ掲載のQ&Aをご確認の上、お問い合わせください。

◆電子申請届出システムURL

申込期間：令和7年9月8日(月)8時30分から9月28日(日)23時59分受付済分まで

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/de55dc3c-54f6-49f1-904f-b931760609c3/start>

二次元コードからもアクセス可能です



◆都筑区役所案内図



※区役所駐車場は一般利用向けで、60分を過ぎた後
は有料となります。公共交通機関を利用ください。

担当 横浜市都筑区高齢・障害支援課介護保険担当

TEL: 045-948-2313

FAX: 045-948-2490